

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

Go To イート

飲食店の支援事業として、プレミアム付き食事券の発行や、オンライン飲食予約によるポイント付与を実施する。食事券は今月中にも感染の少ない地域から順次実施予定。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 7(月) 友引 白露
8(火) 先負 自民党総裁選告示
9(水) 仏滅 重陽、救急の日
10(木) 大安 二百二十日、源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(金) 赤口
12(土) 先勝
13(日) 友引 大相撲秋場所初日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/31(月)	23,140 △257	105.82 △0.24
9/ 1(火)	23,138 ▼ 2	105.65 △0.17
2(水)	23,247 △109	106.06 ▼0.41
3(木)	23,466 △219	106.21 ▼0.15
4(金)	23,205 ▼261	106.16 △0.05

社宅に関する税務と家賃給付金の取扱い

◆役員等に社宅を貸し付けた場合の税務

法人が役員や従業員に対して社宅を貸し付けている場合、役員等から1ヵ月当たり一定額の賃料を徴収していれば、給与として課税されません。

例えば、役員に対して借上げ社宅を貸し付けている場合、小規模な住宅であれば固定資産税の課税標準額等により算出した賃貸料相当額、それ以外の住宅は家主に支払う家賃の50%の金額と賃貸料相当額のいずれか多い金額を徴収していれば、給与として課税されません(床面積が240㎡を超える場合など豪華な役員社宅に該当する場合を除く)。

また、従業員の場合は、固定資産税の課税標準額等により算出した賃貸料相当額の50%以上となります。

◆家賃支援給付金の対象となる借上げ社宅は

新型コロナの影響により、本年5月～12月までの売上が一定以上減少した事業者を対象に実施されている「家賃支援給付金」において、借上げ社宅は賃料を法人の確定申告等で地代・家賃として計上している場合は原則として対象となりますが、従業員等に「転貸」している場合は対象外とされています。

借上げ社宅が給付対象になるか否かについて、コールセンターで「本人負担が生じている場合は給付金の対象にはならない」といった誤った回答が行われていたこともあり混乱が生じていましたが、役員や従業員から一定額の賃料を徴収している場合等については、給付対象となります。

ただし、事業者が実際に支払う家賃と同程度の賃料を徴収している場合などは「転貸」に該当し、給付の対象外となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201533

労働者が申請する休業支援金の申請状況

新型コロナの影響を受けて、中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業手当を受けていない場合に、労働者の申請で休業前賃金の8割(日額上限1万1千円)を本人に直接支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請が増加しており、今月4日時点で20万7655件となっています。

同給付金は、雇用保険に加入していない学生アルバイトも対象となり、申請の際は賃金支払いの事実や休業の事実について事業主の確認が必要となるため、支給要件確認書の記載を事業主も行います。なお、事業主が協力しなかった場合、労働局から事業主に対して報告を求めるとしています。

段階的に引上げられる「たばこ税」

平成30年10月から、たばこ税の引上げと加熱式たばこの課税方法の見直しが段階的に実施されることになっており、本年10月に2回目の引上げ(加熱式たばこは3回目)が実施されます。これに伴い、たばこの価格も値上げされます。

なお、たばこ税については、令和3年10月まで3回に分けて1本あたり1円ずつ計3円引上げられ、加熱式たばこの課税方法の見直しによる増税は令和4年10月まで5回に分けて段階的に実施されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

役員等に社宅等を貸し付けた場合の税務と「家賃支援給付金」の取扱い

◆役員に社宅などを貸した場合の税務上の取扱い

役員に対して社宅を貸与する場合は、役員から1ヵ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）を受け取っていただければ、給与として課税されません。

この賃貸料相当額は、貸与する社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅とに分け、次のように計算します。ただし、社会通念上一般に貸与されている社宅と認められないいわゆる豪華社宅※である場合は、次の算式の適用はなく、通常支払うべき使用料に相当する額が賃貸料相当額になります。

なお、役員に無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が給与として課税されます。また、賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、賃貸料相当額と受け取っている家賃との差額が給与として課税されます。

※いわゆる豪華社宅とは、家屋の床面積が240㎡を超えるもののうち、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案して判定します。

【小規模な住宅である場合の賃貸料相当額】

小規模な住宅とは、建物の耐用年数が30年以下の場合には床面積が132㎡以下、建物の耐用年数が30年を超える場合には床面積が99㎡以下である住宅をいい、次の(1)～(3)の合計額が賃貸料相当額になります。

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- (2) 12円×その建物の総床面積(㎡) / 3.3(㎡)
- (3) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

【小規模な住宅に該当しない場合の賃貸料相当額】

小規模住宅に該当しない場合には、その社宅が自社所有の社宅か、他から借り受けた住宅等を役員へ貸与しているかで、賃貸料相当額の算出方法が異なります。

◎自社所有の社宅を貸与する場合

次の(1)と(2)の合計額の12分の1が賃貸料相当額になります。

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×12%（耐用年数が30年超の場合は10%）
- (2) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%

◎他から借り受けた住宅等を貸与する場合

会社が家主に支払う家賃の50%の金額と、上記の自社所有の場合で算出した賃貸料相当額とのいずれが多い金額が賃貸料相当額になります。

◆使用人に社宅や寮などを貸した場合の税務上の取扱い

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1ヵ月当たり賃貸料相当額の50%以上を受け取っていただければ給与として課税されません。賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

なお、使用人に無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が給与として課税され、賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- (2) 12円×その建物の総床面積(㎡) / 3.3(㎡)
- (3) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

※会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、(1)～(3)を合計した金額が賃貸料相当額となります。

◆「家賃支援給付金」における借上げ社宅等の取扱い

新型コロナウイルスの影響に伴い実施されている「家賃支援給付金」について、法人が社宅・寮に用いる物件を賃貸借契約等に基づいて借り上げて役員や従業員を住ませ、当該物件の賃料を当該法人の確定申告等で地代・家賃として計上している場合は、原則として給付対象となります。

他方、役員や従業員から近隣相場（世間並み）と変わらない対価を徴収している場合など、賃貸借契約に基づいて転貸している場合は対象外となります。

そのため、給与所得課税の関係から一定額の賃料（賃貸料相当額）を徴収している場合は、近隣相場の賃料とは考えられず、転貸していることには該当しないため、給付の対象となります。